

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビューに関する意見を EC に提出(1) －意見書の全体概要と保険業界等からの反応－

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1－はじめに

ソルベンシー II に関しては、レビューの第 2 段階として、ソルベンシー II の枠組みの見直しが 2021 年までに行われる予定となっており、その検討が 1 年半以上前にスタートしていた。その動向については、これまでの保険年金フォーカスで報告してきている。直近では、2020 年の 11 月から 12 月にかけて、ソルベンシー II のレビューを巡る 2020 年 3 月以降の動きについて、3 回のレポート¹で報告した。

そこで繰り返し報告してきたように、EIOPA（欧州保険年金監督局）は、2020 年末までに EC（欧州委員会）に、2019 年 2 月 11 日に指令 2009/138/EC2（ソルベンシー II）のレビューに関して受けた助言要請²に対する最終勧告をこの助言による変更が行われた場合の保険会社のソルベンシーに与える影響を定量化した影響評価とともに提出する予定になっていた。

今回、EIOPA は 2020 年 12 月 17 日に、EC にソルベンシー II レビューに関する意見を提出したと公表³した。これに対して、欧州の保険業界団体である Insurance Europe（保険ヨーロッパ）⁴や AMICE（欧州相互保険会社及び保険協同組合協会）⁵は、同日に意見表明を行っている。

今後の複数回のレポートで、この EIOPA の意見書の内容について報告する。まずは、今回のレポートでは、EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるスタンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告する。

¹ 保険年金フォーカス「[ソルベンシー II の 2020 年レビューを巡る動向－3 月以降の全体的な流れと影響評価を巡る動向](#)」（2020.11.26）、「[ソルベンシー II の 2020 年レビューを巡る動向－欧州委員会の市中協議文書とそれへの保険業界団体等の反応](#)」（2020.12.2）、「[ソルベンシー II の 2020 年レビューを巡る動向－欧州委員会による CMU（資本市場同盟）行動計画等との関連での保険業界団体の反応](#)」（2020.12.7）

² https://eiopa.europa.eu/Publications/Requests%20for%20advice/RH_SRAnnex%20-%20CfA%202020%20SII%20review.pdf

³ https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

⁴ <https://www.insuranceeurope.eu/eiopa-s-solvency-ii-review-opinion-fails-offer-improvements-help-eu-economy-consumers-and-green>

⁵ https://www.amice-eu.org/publications/position_papers.aspx

2—EIOPA の意見書

ここでは、EIOPA のソルベンシー II のレビューに関する意見書の概要を報告する。

1 | 全体的な考え方

EIOPA は、今回のアプローチは「革命ではなく進化」だった、と述べている。提案された措置は、規制の枠組みのバランスの取れた更新を導入し、経済状況をより良く反映し、規制ツールボックスから欠落している要素を完成させることによって、制度を目的に適合させることを目的としている。健全性の観点から、EIOPA は、全体として、ソルベンシー II フレームワークはうまく機能しており、現時点では根本的な変更は必要ないが、規制フレームワークが適切に機能するリスクベースの制度として継続するようにするためには、いくつかの調整が必要であると考えている、と述べた。

2 | 今回の意見書がカバーする範囲

今回の意見書は、欧州委員会からのソルベンシー II 指令の見直しに関する技術的助言の要請 (CfA) にあった以下の 19 のトピックの全てをカバーしている。

1. 金利の補外
2. マッチング調整とボラティリティ調整
3. 移行措置
4. リスクマージン
5. キャピタル・マーケット・ユニオン（資本市場同盟）の側面
6. 動的ボラティリティ調整
7. ソルベンシー資本要件（SCR）標準式
8. リスク軽減手法
9. 最低資本要件
10. マクロプルーデンス問題
 11. 再建と破綻処理
 12. 保険保証制度
 13. サービスの自由及び設立の自由
 14. グループ監督
 15. 報告・開示
 16. 比例性と臨界値
 17. 最良推定
 18. 自己資本
 19. 外部格付への依存度の低減

3 | 今回の意見書の構成

今回の意見書のセットは、いわゆる「意見書 (OPINION ON THE 2020 REVIEW OF SOLVENCY II) (100 ページ)」に加えて、その意見の背景となる「分析文書 (BACKGROUND DOCUMENT ON THE OPINION ON THE 2020 REVIEW OF SOLVENCY II Analysis) (1,086 ページ)」、「影響評

価 (BACKGROUND DOCUMENT ON THE OPINION ON THE 2020 REVIEW OF SOLVENCY II IMPACT ASSESSMENT) (470 ページ)」、さらには「Fact Sheet (2 ページ)」等から構成され、総ページ数が 1,650 ページを超える大部なものとなっている。

意見書の背景資料は、背景ドキュメントに含まれている。背景ドキュメントの章は以下の共通の構造を有している。

- ・ 助言要請からの抽出
- ・ 関連法規
- ・ 問題の特定
- ・ 分析

EIOPA の最終的なポジションが何であるかを知る必要がある読者には意見書で十分であり、背景ドキュメントは、必然的にかなり長いものとなり、より深い知識を必要とする読者に訴求するものとなっている。

背景ドキュメントには、欧州委員会が要請した技術的情報、特に金融市場の深さ、流動性、透明性に関する情報やカタストロフィ保険の契約上の制限について記載されている。

なお、意見書には、以下の影響評価を記載した別の背景資料が添付されている。

- ・ 意見書を最終化する際に考慮された主なオプションの費用と便益の分析
- ・ 2019 年末のデータに基づき、提案された法改正の複合的な影響の包括的な概要を提供する全体的影響評価
- ・ 2020 年 6 月末のデータに基づいた、少なくとも COVID-19 の状況の最初のラウンドの影響を把握することを目的とした、提案された法改正の複合的な影響の補完的影響評価

4 | 具体的な提案の概要

過去数年間に経験した金利の急激な低下とマイナスの金利の存在を反映した、金利リスクの取扱いの調整。EIOPA はまた、特に市場の現実をよりよく反映するためにリスクフリーレートを推定する方法に関して、負債を評価するために保険会社が使用する金利カーブの変更を推奨している。

ボラティリティ調整の改善により、設計をその目的によりよく整合させ、短期的なボラティリティを抑制し、特に非流動的な負債を保有することで保険会社に報いる効果を高める。

保険負債のリスクマージンの計算を改善し、時間の経過に伴う分散を認識し、それによって、特に長期負債のボラティリティと規模を削減する。

リスクをより適切に反映し、健全かつ慎重な方法で長期投資をさらに促進することを目的として、長期の非流動負債とリンクすることにより、長期的に株式を保有する能力の基準を改訂する。

EIOPA はまた、比例原則を適用及び監督するための新しいプロセスを導入することを推奨している。比例測定を適用するのに適格な低リスク会社を特定するために、明確なリスクベースの定量的基準が提案されている。これらは、規模だけでなく、様々なリスクの性質と複雑さも把握し、比例原則の適用に関する法的確実性を提供する。そのような基準に準拠する会社は、通知後、いくつかの比例措置を自動的に適用することができる。これらの措置は、主にガバナンスと報告のシステムに焦点を合わせている。例えば、3 年毎の定期監督報告書の提出は、低リスクプロファイル会社のデフォルトのア

アプローチになる。

さらなる提案は、特に認可の過程及び国境を越えた活動に重大な変更があった場合に、各国の監督当局間での効率的な情報交換を支援するための国境を越えたビジネスに関連している。

意見はまた、システミックリスクの全ての原因に対処するのに十分な権限を監督者に提供するための特定のツール及び措置の導入を含む、現在のマイクロプルーデンスフレームワークをマクロプルーデンスの視点で補足する必要性を反映している。

最後に、EIOPA は、最小限の調和のとれた包括的な再建と破綻処理のフレームワークの確立と、必要に応じて補償を支払い、又は保険契約の継続を保証することで保険契約者を保護することを主な目的として、最小限の調和のとれた機能を満たす必要がある国家保険保証スキームの欧州ネットワークの導入を提案している。

5 | EIOPA の Fact Sheet に基づく概要説明

EIOPA は、「ソルベンシー II の 2020 年のレビュー 目的のための制度の適合性を維持する (2020 REVIEW OF SOLVENCY II KEEPING THE REGIME FIT FOR PURPOSE)」⁶とのペーパーを作成して、今回の意見の概要をまとめているので、この内容からの抜粋を報告する。

(1) 全体的な考え方

2016 年 1 月のソルベンシー II の導入は画期的な出来事だった。

現在、保険業界はリスクベースのアプローチを使用してリスクを評価及び軽減している。また、実行するリスクに対して資本をより適切に調整している。保険会社は、ガバナンスモデルとリスク管理能力を大幅に強化している。ソルベンシー II フレームワークは全体的にうまく機能しており、実際、世界中でコピーされているモデルである。したがって、レビューに対する EIOPA の全体的なアプローチは、革命ではなく進化の 1 つだった。

しかし、特に現在の経済状況では、自己満足の余地はない。

ソルベンシー II は、低金利環境をより適切に反映する必要がある。また、長期的で非流動的な負債を持つ保険会社は、特に長期的に投資を行うことができることを認識しておく必要がある。

要約すると、レビューの主な目的は、ソルベンシー II 制度が目的に適合していることを確認することだった。そうすることで、私たちはまた、制度がパンデミック後の景気回復を支えることができることを確認している。

(2) ソルベンシー II レビューに対する EIOPA のアプローチ

ソルベンシー II レビューに対する EIOPA のアプローチは、改善が必要な以下の 3 つの領域に対処することであるとしている。

1. 規制の枠組みのバランスの取れた更新

EIOPA は、いくつかの分野での変更を提案しているが、保険会社への全体的な影響はバランスが取れている。これは、ソルベンシー II が全体的にうまく機能しているという事実を反映している。

⁶ https://www.eiopa.europa.eu/sites/default/files/solvency_ii/solvency2-factsheet.pdf

2. 経済状況の認識

特に低金利の持続。EIOPA は、金利変動のリスクに対する適切な規定を推奨している。

3. 規制ツールボックスの完成

マクロプルーデンスツール、再建及び破綻処理、保険保証制度による保険契約者の保護の強化を含む。

(3)EIOPA の助言の主な特徴

1. 長期保証措置と株式リスク

- ・市場金利をより適切に反映するために、リスクフリーレートの補外方法を変更する。
- ・ボラティリティ調整：調整の設計をその目的によりよく適合させ、特に保険会社が非流動的な負債を保有することに報いる。
- ・リスクマージン：時間の経過に伴う分散を認識し、それによってマージンの規模とボラティリティを、特に長期負債について削減する。
- ・株式リスク：長期の非流動負債とリンクすることにより、長期的に株式を保有する能力の基準を改訂する。

2. ソルベンシー資本要件

- ・過去数年間に経験した金利の急激な低下とマイナスの金利の存在を反映するために、金利の資本要件を増加させる。

3. 比例性

- ・特に低リスクの会社に関して、ソルベンシーⅡの3つの柱全体の比例性を高める。
- ・明確性、予測可能性、リスク感応度、監督上の対話、及び説明責任の逆転を特徴とする比例原則を適用及び監督するための新しいプロセスを導入する。
- ・監督上のレビュープロセスに組み込まれた比例性の有効性を高める。
- ・ソルベンシーⅡの3つの柱にまたがる比例措置の使用に関する透明性を高める。

4. マクロプルーデンス政策

- ・現在のマイクロプルーデンスフレームワークをマクロプルーデンスの観点で補足する。
- ・システミックリスクの全ての原因に対処するのに十分な権限を国の監督当局に提供するためのツールと措置を導入する。

5. 再建と破綻処理

- ・欧州連合で保険契約者の保護と金融の安定性を高めるために、(再)保険会社のための最小限の調和のとれた包括的な再建と破綻処理のフレームワークを開発する。

6. 保険保証スキーム

- ・保険契約者と金融の安定性のために、調和のとれた特徴の最小限のセットを満たす必要がある国家保険保証スキーム又は代替メカニズムの欧州ネットワークを導入する。

6 | 今回の提案による影響

EIOPA は、今回の提案に基づいた場合の SCR 比率等への影響に関する評価を行っている。

(1)前提等

以下の3つのシナリオでの比較を行っている。

基本ケース : 2019年末のソルベンシーII

シナリオ1 : EIOPAの助言による複合的影響

シナリオ2 : 金利リスクの較正以外のEIOPAの助言による複合的影響

因みに、この影響評価の対象となっているサンプル会社数は392で、そのEEA（欧州経済領域）における市場シェアは、生命保険技術的準備金の73%、損害保険収入保険料の52%となっている。また、生命保険会社が34%、損害保険会社が34%、生損保兼営会社が26%、再保険会社が6%の構成となっている。

SCRの算出については、77%の会社が標準式、13%が部分内部モデル、10%が全体内部モデルを使用している。また、189の会社がボラティリティ調整、5の会社がマッチング調整を使用している。

さらに、42%が大会社、38%が中規模会社、20%が小規模会社となっている。

(2) 影響評価の結果

保険会社でのSCR比率への影響について、2019年末ベースでは、シナリオ1で▲13%ポイント、シナリオ2で+1%ポイントとなっている。一方で、COVID-19の影響を観測することを意図した2020年6月末ベースでは、シナリオ1で▲22%ポイント、シナリオ2で▲10%ポイントとなっている。

EIOPAの助言に基づく場合の影響(2019年末)

(単位:十億ユーロ)

	全ての会社			生命保険会社・生損保兼営会社			損害保険会社・再保険会社		
	基本ケース	シナリオ1	シナリオ2	基本ケース	シナリオ1	シナリオ2	基本ケース	シナリオ1	シナリオ2
SCR比率	247%	234%	248%	252%	228%	252%	240%	242%	243%
SCR超サージラスの変化	-	▲15	+7	-	▲20	+2	-	+5	+5
SCRの変化	-	+25	+2	-	+24	+2	-	+1	+1
自己資本の変化	-	+10	+9	-	+4	+3	-	+6	+6

EIOPAの助言に基づく場合の影響(2020年6月末)

(単位:十億ユーロ)

	全ての会社			生命保険会社・生損保兼営会社			損害保険会社・再保険会社		
	基本ケース	シナリオ1	シナリオ2	基本ケース	シナリオ1	シナリオ2	基本ケース	シナリオ1	シナリオ2
SCR比率	226%	204%	216%	223%	188%	206%	229%	231%	231%
SCR超サージラスの変化	-	▲40	▲21	-	▲43	▲23	-	+2.7	+3.3
SCRの変化	-	+31	+11	-	+30	+11	-	+0.9	+0.4
自己資本の変化	-	▲9	▲9	-	▲13	▲12	-	+3.6	+3.8

7 | EIOPA 会長のコメント

EIOPAの会長であるGabriel Bernardino氏は、次のように述べている。

「2020年のソルベンシーIIレビューに関するEIOPAの意見は、定義された全ての目的を達成しており、制度を新たな金利市場の現実に調整し、より長期的な投資のための状況を作り出し、比例の適用に関するパラダイムシフトをもたらし、そして、再建と破綻処理及び保険保証スキームに関するマクロ次元と提案で欧州の保険フレームワークを完成させる。最も重要なことは、これらの調整により、ソルベンシーIIが引き続き信頼性が高く、目的に適合し、保険契約者を保護し、ストレスのある状況でも市場の安定に貢献できるようになることである。」

3—Insurance Europe による意見

ここでは、Insurance Europe による意見⁴表明の内容を報告する。

ソルベンシー II のレビューに関する EC への EIOPA の意見の公表に続いて、Insurance Europe の副事務局長の Olav Jones 氏は、ソルベンシー II のレビューは、「フレームワークの問題を修正して、保険会社が直面する実際のリスクを適切に反映し、運用上の負担を軽減する機会を提供」することで、「保険会社は、経済への投資を増やし、より長期的な貯蓄商品と顧客への保護を提供し、国際舞台での競争力を高めることができる。」はずであったが、「EIOPA がこの可能性を無視し、代わりに全体的な資本レベルが現在低すぎることを証明せずにソルベンシー II をさらに保守的にするという意見を欧州委員会に発表したことを残念に思う。」と述べた。さらに「この助言は、長期的には、競争力の低い欧州保険業界につながり、経済への投資が少なくなり、長期貯蓄商品が少なくなり、顧客へのリターンが低くなる可能性がある。」と述べた。

そして、「レビューは、本当に修正する必要があるソルベンシー II の部分にのみ焦点を当て、EIOPA の潜在的な変更の非常に広範なリストが想定しているようなフレームワークのオーバーホールには焦点を当てないことが重要である。」と述べた。

2020 年 12 月 17 日

EIOPA のソルベンシー II レビュー意見は、EU 経済、消費者、グリーン変革を支援するための改善を提供していない

ソルベンシー II のレビューに関する EC への EIOPA の意見の公表に続いて、Insurance Europe の副事務局長の Olav Jones 氏は次のように述べている。

「ソルベンシー II のレビューは、フレームワークの問題を修正して、保険会社が直面する実際のリスクを適切に反映し、運用上の負担を軽減する機会を提供する。そうすることで、保険会社は、経済への投資を増やし、より長期的な貯蓄商品と顧客への保護を提供し、国際舞台での競争力を高めることができる。」

「これが、EIOPA がこの可能性を無視し、代わりに全体的な資本レベルが現在低すぎることを証明せずにソルベンシー II をさらに保守的にするという意見を欧州委員会に発表したことを残念に思う理由である。実際、この助言は、長期的には、競争力の低い欧州保険業界につながり、経済への投資が少なくなり、長期貯蓄商品が少なくなり、顧客へのリターンが低くなる可能性がある。このような結果は完全に不要であり、レビューが現在のフレームワークに導入する変更を決定する共同議員（欧州委員会、欧州議会及び EU 理事会）によって回避される必要がある。」

「ソルベンシー II は全体的にはうまく機能しているが、重要な領域には改善が必要であることが広く認識されている。これらは、長期的なビジネスの取扱いと過度の運用上の負担の軽減である。長期的なビジネスの取扱いにおける欠陥に対処するための作業は、障壁を取り除き、グリーンディールやキャピタル・マーケット・ユニオンなどの主要プロジェクトにおける欧州委員会の野心を促進するのに役立つ方法で行うことができ、またそうすべきである。EIOPA の意見はこれを達成せず、全体的なリスクは障壁を減らすのではなく増やすことになる。」

「比例性を機能させ、報告要件を合理化することで、運用上の負担を軽減できる。これにより、消費者のコストが削減され、保険会社と監督者は業界が直面する重大なリスクに集中できるようになると同時に、市場の大小様々な保険会社をサポートできるようになる。この点に関する EIOPA の意見は正しい方向への有益なステップだが、実際に比例性が完全に機能し、報告の負担の増加を回避するためには、重要な改善が必要となる。」

「最後に、レビューは、本当に修正する必要があるソルベンシー II の部分にのみ焦点を当て、EIOPA の潜在的な変更の非常に広範なリストが想定しているようなフレームワークのオーバーホールには焦点を当てないことが重要である。したがって、業界は欧州委員会に対し、ソルベンシー II の問題を増やすのではなく、減らすというレビューへのアプローチを取るように求める。」

4—AMICE による意見

ここでは、AMICE（欧州相互保険会社及び保険協同組合協会）⁷による意見⁵表明の内容を報告する。

AMICE は、「EIOPA の助言が、保険リスクに対するますます保守的なアプローチを表しており、これは最終的に保険契約者に悪影響を及ぼすことに失望している。」とし、「EIOPA からの助言が、制度のより良い均衡を生み出すために詳細に検討及び開発されたソルベンシー II に対するいくつかの提案された改善を反映していないことを懸念している。最終的に、これは、保険会社の保険契約者への提供と投資能力、特に、相互及び協同組合の保険会社にとって重要な焦点である長期的な投資、が制限されることを意味する可能性がある。」と述べた。

さらに、AMICE は、協会を代表しているより小規模の相互会社が特に関心の高い領域である「比例制」に関して、「比例原則が助言の範囲内でまだ完全に取り組みされていないことを懸念している。比例性は規制インフラストラクチャの重要な側面であり、規制要件を適用する際の保険会社の性質、規模及び複雑さを反映する必要がある。」とし、「比例性に対する明確で構造化されたアプローチがまだ見られないことを特に懸念している。比例を適用する際の欠点は、特に中小企業セクターにとって非常に有害であり、より広い影響があり、最終的には消費者の競争と選択を減らすことになる、と信じている。」と述べた。

2020年12月17日

Solvency II Review 2020:

欧州委員会への EIOPA の助言は、ソルベンシー II の進化をさらに前進させる可能性がある

欧州の相互保険及び協同組合保険セクターの声である欧州相互保険会社及び保険協同組合協会（AMICE）は、本日発表されたソルベンシー II レビューに関する欧州委員会への EIOPA の助言が、保険リスクに対するますます保守的なアプローチを表しており、これは最終的に保険契約者に悪影響

⁷ EU の全ての保険会社の半分以上は、相互及び協同組合の保険会社で、32%以上の市場シェアを占めている。彼らは4億2000万人以上の会員/保険契約者をカバーし、44万人近くを雇用している。

を及ぼすことに失望している。

ソルベンシー II は、2016 年の完全な開始以来、堅牢なツールであることが証明されている。このレビューは、最終的には金融の安定性を確保し、保険契約者に利益をもたらすことを目的として、規制インフラストラクチャの特定の側面を改善する機会である。

AMICE は、EIOPA からの助言が、制度のより良い均衡を生み出すために詳細に検討及び開発されたソルベンシー II に対するいくつかの提案された改善を反映していないことを懸念している。最終的に、これは、保険会社の保険契約者への提供と投資能力、特に、相互及び協同組合の保険会社にとって重要な焦点である長期的な投資、が制限されることを意味する可能性がある。

さらに、AMICE は、比例原則が助言の範囲内でまだ完全に組み込まれていないことを懸念している。比例性は規制インフラストラクチャの重要な側面であり、規制要件を適用する際の保険会社の性質、規模、及び複雑さを反映する必要がある。

AMICE の Sarah Goddard 事務局長は、次のようにコメントしている。

「EIOPA から欧州委員会への助言を評価しているが、まだ取り組む必要があると思われる重要な分野がいくつかある。保険セクター内での COVID-19 パンデミックの経験は、業界の耐性力があることを示してきたため、ソルベンシー負担の増加が保険契約者に利益をもたらすということは直感に反する。実際、これらの要件は最終的に商品の選択を制限し、コストを増加させると私たちは信じている。」

「私たちは、比例性に対する明確で構造化されたアプローチがまだ見られないことを特に懸念している。比例を適用する際の欠点は、特に中小企業セクターにとって非常に有害であり、より広い影響があり、最終的には消費者の競争と選択を減らすことになる、と信じている。」

5—欧州議会議員からの意見

ここでは、欧州緑グループ・欧州自由連盟 (The Greens / European Free Alliance (Greens / EFA)) の参加政党であるドイツの同盟 90 / 緑の党 (Alliance 90 / The Greens) の欧州議会議員で、金融経済政策スポークスマンである Sven Giegold 氏による意見⁸の内容を報告する。

Sven Giegold 氏は、今回の EIOPA のレポートについて、「金利と国債に関する現実の否定が続いている」と述べて、今回の提案の以下のような点を強烈に批判等している。

- ① リスクフリーの長期金利の設定が非現実的である。
- ② ソブリン債務がリスクフリーであることは幻想である。
- ③ 保険負債のリスクマージンの大幅な削減の妥当性は疑問である。
- ④ 長期株式投資に対する現在の特別取扱いを取り消すべきである。
- ⑤ 危機時の保険会社による分配に関して監督権限の拡大を要求することを歓迎する。

2020 年 12 月 17 日 | **DIESER ARTIKEL IST AUCH VERFÜGBAR AUF : DEUTSCH**

保険規則に関する EIOPA レポート : 金利と国債に関する現実の否定が続いている

⁸ [EIOPA report on insurance rules: Denial of reality regarding interest rates and government bonds continues - Sven Giegold - Mitglied der Grünen Fraktion im Europaparlament \(sven-giegold.de\)](#)

EIOPA は本日、ソルベンシー II と呼ばれる欧州の保険規則の今後の見直しに関する意見を発表した。欧州委員会は 2021 年夏に現在の制度の改正を提案することを計画しており、現在のフレームワークの広範な評価を EIOPA に求めている。この規則は、保険業界の安定と保険契約者へのサービスに重大な影響を及ぼす。

報告書は、特に現在の低金利環境において、金利リスクについてより深く検討することを求めている。EIOPA はまた、監督上の計算のために長期金利を決定するための新しい方法論を提案している。さらに、レポートは、いわゆるボラティリティ調整の改善を推奨し、保険負債のリスクマージンの新しい計算方法を提案している。最後に、長期株式投資の基準を変更する必要がある。合計で、EIOPA は 1,500 ページ以上で推奨事項と分析を提示しており、さらに多くのトピックをカバーしている。

今日の意見は、持続可能性と環境リスクに関連する質問をカバーしていない。EIOPA は、9 月にこれらのトピックに関する別の意見を既に発表していた。

Greens/EFA グループの金融経済政策スポークスマンである MEP Sven Giegold 氏は次のようにコメントしている。

「保険規制における最大のタブーは、依然として長期金利である。現在の規則では、保険会社はしばしば計算に誇張されたレートを使用することが許可されている。想定される長期金利 3.75% は難解であるように思われるが、同時にオーストリアは 100 年の期間にわたってわずか 0.88% で数十億の債務を引き受けることができる。金利の現在の補外ルールにより、保険会社は、市場金利が実際には既に長い間ゼロであった場合に、正の金利を想定することができる。したがって、本日のレポートでは、EIOPA は、長期的な市場レートをより考慮した代替方法を提案している。ただし、これはよりリアルリズムに向けた小さな一歩にすぎない。保険規制における金利婉曲表現を根本的に終わらせる時が来た。国家が市場よりも真の金利をよく知っている限り、多くの保険会社のビジネスモデルには疑問が残る。この現実の否定は終わらせなければならない。」

「保険規制における 2 番目の大きなタブーは、国債のゼロ加重である。現在の規則では、ソブリン債務はリスクがないと見なされている。しかし、歴史的な経験は、これが幻想であることを示している。ここでも、国家は市場よりもよく知っていると考えている。残念ながら、このトピックは今日のレポートでは言及されていない。」

「EIOPA が保険負債のリスクマージンの大幅な削減を提案しているのではないかと心配している。EIOPA は、これにより保険会社のリスクマージンが 15% 軽減されると見積もっている。現在の計算方法には弱点があるのかもしれない。ただし、提案された桁数の削減は妥当ではない。より正当な理由がなければ、これは保険業界へのクリスマスプレゼントのように見える。」

「EIOPA は、長期の株式投資に関する現在の規則について懸念を抱く判断を下している。2019 年の改正以降、保険会社はそのような投資のリスクを大幅に下げることが許されている。EIOPA の分析は、これが適切ではないことを示している。同時に、将来的にも適用範囲が拡大する予定である。したがって、欧州委員会は特別扱いを取り消す必要がある。目標が支援に値する場合でも、規制を補助金に悪用してはならない。」

「EIOPA が危機時の保険会社による分配に関して監督権限の拡大を要求することを歓迎する。パンデミックの間、監督当局は配当を広く禁止し、自社株買いを行う法的権限を欠いていることが明らかに

なった。いくつかの大手保険会社は、莫大な経済の不確実性にもかかわらず、ここ数ヶ月で株主に多額の配当を支払っている。したがって、国家は保険契約者と納税者の利益を保護するために行動するためのより多くの能力を必要としている。」

6—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーⅡの2020年のレビューに関するEIOPAの意見書の全体概要と、それに対するInsurance Europe及びAMICEの意見表明の内容、さらには保険業界とは異なるスタンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見を報告した。

今回のEIOPAの意見書の内容は、当初の検討状況からすると、一定程度保険業界等の意見を踏まえたものとなっているようである。それでも、今回のInsurance Europe等の反応を見ていると、今回のEIOPAの意見書についても、これまでと同様に、引き続き保険業界と監督当局等との考え方にいくつかの差異が見られるようである。

昨今の長期間にわたる低金利環境の継続や不安定な金融市場、さらにはCOVID-19の感染拡大等の環境下で、これらの関係者のスタンスの差異等を踏まえて、欧州委員会等が今後どのような判断を行っていくのかが注目されることになる。

なお、次回のレポートでは、EIOPAの意見書における19のトピックにわたる助言の主な内容を報告し、その後のレポートで、助言内容の主要項目について、その影響評価の結果等を含めた詳しい内容を報告していくこととする。

以 上